

新しい地域コミュニティ構築推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル 質問回答書

回答年月日:令和8年5月25日(月)

回答担当課:地域コミュニティ推進課

No.	質問項目	質問内容	回答
1	予算について	各年度分の費用の入金タイミングはいつになる予定か。	原則として、各年度の業務履行状況を確認したうえで、支払うことを想定している。 支払時期については、契約締結後に受託者と協議のうえ決定する。
2	予算について	本業務の予算金額が大きいため、概算払いが可能か。	概算払及び部分払は可能である。 ただし、概算払を希望する場合は、概算払を必要とする理由を記載した理由書を提出すること。 また、部分払を希望する場合は、受託者決定後、業務の工程、成果物、履行確認の方法、支払時期等について、本市と受託者で協議のうえ決定する。
3	実績について	提案書に記載する実績について、行政からの委託以外に本業で実績のあるものは、実績として記載してよいか。	仕様書第7項(1)から(3)までに掲げる業務のいずれかに類する取組実績については、行政からの受託業務に限らず、民間企業としての実績も対象となる。
4	提出書類について	提出が必要な業務実施体制各所調書について、個人事業主の場合の「サ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書」は何を提出すればよいか。	個人事業主の場合、代替資料として、以下を提出すること。 ・破産手続開始決定の確定通知(破産宣告の通知を含む)などを受けていない証明書(身分証明書)の写し(本籍地の市町村が発行するもの) 【市内業者】 ・令和7年度の市民税・県民税3ヶ月以内のもの…生駒市役所課税課 ・最新の納税証明書その3の2(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」)3ヶ月以内のもの…代表者の住所地为管轄する税務署 【市外業者】 ・最新の納税証明書その3の2(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」)3ヶ月以内のもの…代表者の住所地为管轄する税務署
5	発注者専用の環境設定における市の要件・懸念の解釈について	様式5「発注者専用の環境設定(利用データや権限が他団体と明確に区分され、独立して管理できる状態)」および「システムログの取得・確認」が求められているのは、以下の2点を担保するためと解釈している。 1.他団体のデータと混在することによる「情報漏洩リスク(セキュリティ)」の排除。 2.生駒市の運用担当者が、自市のシステムの利用状況や操作履歴を独自に把握・管理できる「ガバナンス(監査・報告体制)」の確保。 この点の認識は相違ないか。	ご認識の通りである。本要件は、他団体のデータと混在することによる情報漏えいリスクを防止すること、及び本市が自らの利用状況や操作履歴等を把握・確認できる管理体制を確保することを目的としている。

No.	質問項目	質問内容	回答
6	様式5「発注者専用の環境設定(他団体の利用環境と明確に区分され)	本要件は、物理的な専用サーバーの構築やデータベース自体の分割(シングルテナント環境)を必須とする趣旨か。それとも、システムインフラは他団体と共用(マルチテナント環境)であっても、データベース上でデータがレコード単位等で論理的に分離されており、他団体からのアクセスがシステム的に完全に遮断されていれば、本要件を満たすという解釈でよろしいか。	物理的な専用サーバーの構築やデータベース自体の完全な分割を必須とする趣旨ではない。マルチテナント環境であっても、生駒市に関するデータや権限が他団体と明確に区分され、他団体からのアクセスがシステム上で遮断されており、独立して管理できる状態であれば、本要件を満たすものとして取り扱う。
7	様式5「独立して管理できる状態」および 様式5「ログ情報の確認・報告」	仮にシステムインフラが他団体と共用であった場合、インフラ基盤が自動生成するサーバーの生ログファイル自体は他団体と混在することになる。この場合、生ログファイルそのものを提供するのではなく、システムの管理画面(アプリケーション層)の機能として、生駒市独自の操作履歴(監査ログ)やエラー状況のみを抽出・確認・報告できる仕組みが備わっていれば、「独立して管理できる状態」およびログ要件を満たすものとして評価されるという認識でよろしいか。	ご認識のとおりである。インフラ基盤上の生ログファイル自体に他団体情報が含まれる場合であっても、アプリケーション層等において、生駒市に関する操作履歴、監査ログ、エラー状況等を抽出・確認・報告できる仕組みが備わっていれば、ログ確認・報告の要件を満たすものとして取り扱う。ただし、必要に応じて、ログの取得範囲、保存期間、確認方法を提案書で明示すること。
8	実施要項一7 企画提案書等の作成及び提出(1) 提出書類について	ア〜ケの各種調書の中で社印等捺印が必須の書類はあるか。	押印は不要である。
9	本事業における「成果」の定義について	目標値となるのは「マッチングや対話の件数」か。それとも「実際の事業化(実証実験の開始など)の数」まで求めているのか。	本事業における成果は、単にマッチングや対話の件数のみを指すものではなく、また、すべてについて実際の事業化や実証実験の開始までを一律に求めるものではない。本事業では、地域との接点が薄い市民が、関心やテーマを入口に地域活動や人につながることを重視している。したがって、成果としては、参加機会の創出、マッチングや対話の実施、グループ形成、活動開始、既存活動への新たな参加、継続に向けた支援、中間支援機能の整理などを総合的に捉えている。なお、実際の事業化や実証実験の開始に至るものがあれば重要な成果となるが、そのみを成果の成立条件とするものではない。
10	目標とするモデルについて	本業務を進めるにあたり、市として参考にしている他自治体の事例や、理想とする公民連携のモデルケースはあるか。	本市として、特定の他自治体事例や特定の公民連携モデルをそのまま採用することを前提としているものではない。本事業では、生駒市の地域特性や生活実態を踏まえ、地域との接点が薄い市民が、関心や日常生活をきっかけに無理なく人や活動とつながる仕組みを、2年間の実証を通じて具体化することを目指している。そのため、提案にあたっては、他自治体や民間事例を参考にすることは差し支えないが、それを生駒市の地域特性、既存の地域活動、生活動線、デジタル活用、中間支援機能とどのように結び付けるかを具体的に示すこと。

No.	質問項目	質問内容	回答
11	仕様書に示されている各事業内容や手法について	全体の目的(新しい地域コミュニティ構築)をより効果的に達成するための代替案や、独自の追加提案を行うことは可能か。	仕様書に示している事業内容や手法は、本事業の目的達成のために本市が必要と考える基本的な内容である。そのうえで、全体の目的である新しい地域コミュニティの構築をより効果的に達成するため、独自の追加提案を行うことは可能である。 しかし、本事業の、市内の地域活動や参加機会を市民に分かりやすく届け、情報の閲覧から参加・問合せ・申込等につながる導線を整えることを目的とした、軸A「デジタル技術を活用した見える化」・地域との接点が薄い市民が、関心や日常生活をきっかけに、無理なく繋がる場や機会をつくることを目的とした、軸B「新たな場の創出支援」・軸Aの見える化や軸Bの場づくりを通じて生まれた参加やつながりを、一過性で終わらせないために、必要な支援機能を実証を通じて具体化することを目的とした軸C「中間支援機能の設計・構築」という主たる軸の代替策を提案することは出来ない。
12	本事業で求めるシステム機能について	既存の汎用ツールやプラットフォームを活用・カスタマイズし、提案することは可能か。	既存の汎用ツールやプラットフォームを活用・カスタマイズして提案することは可能である。本事業では、システムを新規に一から開発すること自体を目的としているものではなく、地域活動等の見える化、参加導線の確保、新たなつながりの創出、活動継続の支援に資する仕組みを構築・運用することを重視している。ただし、既存ツールやプラットフォームを活用する場合は、様式5に示す基本要件への対応状況、対応できない機能の代替方策、利用者の操作性、管理権限、データの取扱い、セキュリティ、個人情報保護、費用、事業終了後の運用・引継ぎ方法を具体的に示すこと。
13	事業推進の役割について	事業推進にあたり、地域住民や既存の地域組織との合意形成・初期の繋ぎ込みについて、市からはどの程度のバックアップ(窓口調整等の支援)があるのか。	地域住民や既存の地域組織との合意形成、初期のつながり込みについては、本市も必要に応じて関係課・関係団体との調整、情報提供、窓口紹介等の支援を行う想定である。ただし、事業の具体的な推進、関係者との調整、参加促進、合意形成に向けた実務は、受託者が主体的に行うものとする。
14	共同事業体について	共同企業体の「構成員」以外に、特定の役割を担う「協力団体・外部委託先」として参画する事業者を企画書内に明記した場合、審査上の取扱いに影響はあるか。	共同企業体の構成員以外に、特定の役割を担う協力団体・外部委託先として参画する事業者を企画提案書内に明記することは差し支えない。 ただし、当該団体・事業者は、共同企業体の構成員として参加するものではないため、契約上の責任主体や参加資格の確認対象としては、共同企業体の構成員と同一に取り扱うものではない。 審査においては、当該団体・事業者の役割、責任範囲、関与の確実性、業務実施体制、再委託の内容等を踏まえ、本業務の実施体制や実現可能性の一要素として総合的に評価する。 なお、再委託を行う場合は、契約締結後、本市との協議及び契約条件に基づく必要な手続を行う必要が生じる。
15	参加する市民の負担について	参加する市民の経済的負担は0円で設計する必要があるか？	参加する市民の経済的負担を必ず0円とすることを求めるものではない。ただし、本事業は地域との接点が薄い市民が無理なく参加できる入口づくりを目的としているため、参加費等を設定する場合は、参加のハードルとならないよう十分配慮し、その必要性、金額、徴収方法、対象範囲等を提案書に具体的に示すこと。

No.	質問項目	質問内容	回答
16	事業終了後について	評価基準には「事業終了後においても当該機能が継続的に運営されるための体制、担い手の確保・育成、収益確保又は財源確保の方法等が具体的かつ実現可能なものとして示されているか。」とあるが、事業終了後にも変わらず弊社が関わる場合も具体的に示す必要があるか？	事業終了後も受託者が継続して関わることを想定する場合は、その関与の内容、役割、費用負担、運営体制、継続可能性等を具体的に示すこと。ただし、本事業は、特定の事業者が将来にわたり継続受託することを前提とするものではない。評価においては、事業終了後も取組や中間支援機能が継続し得る体制、担い手、関係性、運営方法が具体的かつ実現可能に示されているかを確認する。
17	実績の評価について	実績の評価はどのようにするのか？実績が伴っていない場合でも費用は支払われるか？	実績の評価については、仕様書及び実施要領に基づき、業務の履行状況、成果物、報告内容等を確認したうえで判断する。委託料は、契約内容に基づき、適正に業務が履行されたことを確認したうえで支払う。なお、契約内容に照らして業務の履行が不十分である場合は、改善を求める場合がある。
18	実施要領p1 1業務内容 (2)背景	「…テーマを入口として地域と関わること…」とあるが、ここでの「地域」とは何を想定しているのか。	ここでいう「地域」とは、自治会や小学校区などの地理的な区域や地縁組織のみを指すものではない。市民が日常生活を送る中で関わる近隣住民、地域活動、公共施設、店舗、団体、居場所、イベント、生活動線上の接点などを含め、身近な暮らしの中で人や活動とつながる範囲を広く想定している。したがって、「テーマを入口として地域と関わること」とは、特定の地縁組織への加入のみを意味するものではなく、関心やテーマをきっかけに、市民が身近な人、活動、場所、団体等と接点を持ち、地域との関係性が生まれることを想定している。
19	実施要領p1 1業務内容 (3)目的イ	「…子育て世帯が地域と自然につながり」とあるが、ここでの「地域」とは何を想定しているのか。	ここでいう「地域」とは、自治会や小学校区などの地理的な区域だけを指すものではない。子育て世帯が日常生活を送る中で関わる近隣住民、地域活動、公共施設、店舗、団体、居場所、イベント、生活動線上の接点などを含め、身近な暮らしの中で人や活動とつながる範囲を広く想定している。したがって、特定の地縁組織への加入や参加のみを意味するものではなく、子育て世帯が無理なく地域と接点を持ち、顔の見える関係や安心感につながることを重視している。
20	実施要領p1 7(1)②	グループで参加する場合、代表者【委任者】が業者登録をしていれば、グループの構成団体は、業者登録をしていなくても、サ～スの提出を省略できることよいか。	グループで参加する場合、代表者が業者登録をしている場合であっても、構成団体すべてについて参加資格等を確認する必要がある。そのため、代表者が業者登録をしていることのみをもって、構成団体に係る必要書類の提出を一律に省略できるものではない。

No.	質問項目	質問内容	回答
21	実施要領p2	予定価格として8000万円が示されているが、貴市の予算編成、国の交付金等の申請に関連して、システムに要する費用をどの程度見込んでいるか。システムとそれ以外の活動への割り振りについて、貴市の想定イメージは。	<p>予定価格は、本業務全体を実施するための上限額として設定しているものである。令和8年度の、予算編成及び交付金申請時点では、主な経費として、次のような内訳を想定している。なお、令和9年度予算編成については、一律に公表していない。</p> <p>① 事業構想策定及び調査関係費用 7,000千円 ② 軸A「デジタル技術を活用した見える化」に係る費用 10,000千円 ③ 軸B「新たな場の創出支援」に係る費用 16,500千円 ④ 軸C「中間支援機能の設計・構築」に係る費用 6,500千円</p> <p>提案にあたっては、上記の想定額及び各業務の位置付けに留意し、原則として上記の経費区分を踏まえて見積額を積算すること。</p> <p>なお、上記は予算編成及び交付金申請時点での想定であり、事業目的の達成に必要な範囲で経費配分に差が生じることを直ちに否定するものではない。ただし、交付金申請上の要素事業ごとの整理に影響を及ぼすような大幅な経費配分の変更は、原則として想定していない。</p>
22	仕様書p5 10 再委託 様式8 再委託調書	様式8で再委託先を記載するが、業務の遂行時点において、追加で再委託が必要となった場合に、再委託調書を追加提出することで、再委託をすることは可能か。印刷業務を委託する場合、再委託調書の記載が必要か。	<p>提案時点で再委託を予定している業務がある場合は、様式8にその内容を記載すること。契約後、業務遂行上新たに再委託が必要となった場合は、事前に本市と協議し、必要に応じて再委託調書等を追加提出し、本市の承認を得たうえで実施することになる。なお、業務の主たる部分を一括して再委託することは認められない。再委託が必要かの判断については、契約締結後にその都度本市と協議すること。</p>
23	仕様書p6 (12)内閣府地域未来交付金	人件費、物件費とも精算業務であるという認識でよいか。 人件費の単価は事業者が定めるものでよいか。 物件費として、請求できない費目はあるか。 人件費と物件費、物件費の費目の流用に制限はないと考えてよいか。 内閣府地域未来交付金に関連して、受託事業者が遵守すべき事項があれば、可能であれば、説明資料のご提供をお願いしたい。	<p>本業務は、人件費、物件費ともに、実績及び履行確認に基づき精算する業務であるとの認識で差し支えない。</p> <p>なお、支払方法については、概算払及び部分払も可能である。概算払を希望する場合は、概算払を必要とする理由を記載した理由書を提出すること。また、部分払を希望する場合は、受託者決定後、業務の工程、成果物、履行確認の方法、支払時期等について、本市と受託者で協議のうえ決定する。</p> <p>人件費の単価については、事業者において設定いただいで差し支えないが、業務内容や積算根拠に照らして合理的な金額とすること。</p> <p>物件費については、本業務の実施に必要な経費であり、交付金の制度要件、契約内容及び本市の会計処理上認められるものであれば対象となり得る。ただし、本業務との関連性が確認できない経費、目的外の経費、交付金の制度要件上対象外となる経費等は認められない。</p> <p>内閣府地域未来交付金に関連して受託者に遵守いただく事項については、契約締結後、必要に応じて本市から説明する。</p>
24	様式5④	「△で有料の場合の費用」(税込価格)の記入欄を設けられた理由と、記入する場合のイメージ例、記載内容をどのように理解・活用・判断されるのか。	<p>「△で有料の場合の費用」欄は、基本要件に対して、標準機能又は提案金額の範囲内では完全には対応できないものの、追加費用を要することで対応可能となる場合に、その費用感を把握するために設けている。例えば、現行機能では一部対応にとどまるが追加開発により対応可能な場合、外部サービス連携やオプション機能の利用に追加費用が発生する場合、利用量やアカウント数に応じて追加費用が発生する場合などが想定される。記入にあたっては、税込価格で、何に対して発生する費用なのか、初期費用か運用費用か、単年度費用か継続費用かが分かるように記載すること。本市では、当該記載を、機能対応の実現可能性、追加費用の妥当性、将来的な運用負担等を確認するための参考として活用する。なお、追加費用があることのみをもって直ちに不可とするものではない。</p>

No.	質問項目	質問内容	回答
25	様式6	令和10年度以降の運用費用の金額を記載する必要があるが、今後の利用料値上げなどの想定はせず、現時点の状況が続くとの想定での積算でよいか。令和10年度時点になって、様式6の費用で対応が難しくなることもありうるが、様式6の記載額についてどの程度責任が生じると考えればよいか。評価基準の項目にも採用されており、提案者によって、積算の考え方がぶれないように、積算の考え方を示してほしい。	様式6に記載する令和10年度以降の運用費用については、提案時点で把握できる条件に基づき、合理的に積算すること。将来の利用料改定、利用者数の増減、機能追加、外部サービスの価格変更等により費用が変動する可能性がある場合は、その前提条件や変動要因を明記すること。様式6の記載額は、提案時点における将来運用費の見込みを示すものであり、将来にわたり当該金額での提供を無条件に保証させる趣旨ではない。ただし、審査においては、事業終了後の継続可能性、運用負担、費用の妥当性を確認するための重要な情報として取り扱う。そのため、過度に低く見積もるのではなく、提案するシステム・運用体制を継続する場合に必要な費用を、できる限り具体的かつ現実的に記載すること。令和10年度時点で、様式6に記載した費用での対応が困難となる可能性がある場合は、その条件、理由、想定される追加費用の考え方を併せて示すこと。
26	様式10, 11	グループで参加する場合、様式10、様式11の提出は、代表者【委任者】のみでよいか。法人登記事項証明書等の添付書類も代表者【委任者】のみでよいか。	グループで参加する場合においても、代表者のみでなく、原則として構成員全員分、様式10、様式11及び法人登記事項証明書等の添付書類を提出すること。
27	押印	押印が必要な書類は参考見積書のみの理解でよいか。 (実施要領p5記載に沿えば、押印書類は一切ないとの理解でよいか。)	ご認識の通りである。
28	提出	提出にあたって、ファイル名のつけ方など、希望されることがあるか。 提出書類の説明に、「原本1部」の記載があるが、紙での提出は不要という理解でよいか。	提出書類は、内容が分かるファイル名が望ましい。例として、「01 企画提案書 事業者名」「02 業務実施体制調書 事業者名」等、書類名と事業者名が分かる名称が望ましい。また、原本1部については、電子データにて提出すること。紙での提出は不要。
29	実施要領p.2の2の「業務に関する費用(予定価格)」について	令和9年度の予算が令和8年度の予算委員会や議会で通らず、縮小等になった場合、どのような対応を想定しているか。	令和9年度分の業務については、当該年度の予算成立を前提とする。万一、令和9年度予算が成立しない、又は減額となった場合は、年度当初に契約内容の変更、業務範囲の見直し、その他必要な対応について、本市と受託者で協議することとなる。

No.	質問項目	質問内容	回答
30	実施要領p.7の8, (2), ③, ウの「審査方法の企画提案書」について	プレゼンテーションは企画提案書の資料をそのまま使う必要があるか。それとも提案書に沿った内容であれば、追加の写真や具体例などを当日のスライドで追加してもよいか。	プレゼンテーションにおいて、企画提案書の資料をそのまま使用する必要はない。提出した企画提案書の内容に沿った説明であれば、審査委員会当日に、補足用のスライド、写真、図表、具体例等を用いて説明いただいて差し支えない。また、システムに関する説明については、画面上で操作イメージやデモンストレーションを示していただくことも可能である。ただし、当日の説明は、提出済みの企画提案書の内容を補足する範囲に限る。提出後に新たな提案内容を追加することは認められない。また、当日の説明資料や画面表示においても、提案者を特定できるロゴマーク、社名、商品名等は表示しないようにすること。
31	仕様書p.2の4の「市民実感度調査」について	「令和6年度に実施した市民実感度調査では」とあるが、これは同調査の「問17 あなたの暮らしている地域で、…」という内容でよいか。	ご認識のとおり、仕様書に記載している令和6年度市民実感度調査は、地域活動への参加状況や地域との関わりに関する設問を踏まえたものである。具体的には、問17を含む関連設問の結果を参考にしている。
32	仕様書p.4の8 成果物の「4 作業結果報告書」について	具体的に、どういった作業に対する報告書か。「デジタル技術を活用した見える化」の全般に対する作業結果の報告書なのか。	作業結果報告書は、主に「デジタル技術を活用した見える化」に係る構築・導入・設定・試行・運用等の作業内容、実施結果、課題、改善内容等を整理する報告書を想定している。なお、記載内容や形式については、業務の進捗状況を踏まえ、本市と受託者で協議のうえ決定する。
33	仕様書p.5の13, (4)の「情報等の漏洩の禁止」について	事例紹介として、具体的なアプリ上の内容やイベントの写真等を事例紹介として使用することは禁止となるか。市の広報などで公開された内容については、利用について貴市と相談させていただくことは可能か。	市の広報等で既に公開された内容を含め、本業務に関連する内容を受託者の事例紹介として使用することについては、事前に本市へ相談いただくことは可能である。ただし、具体的なアプリ画面、イベント写真、参加者情報、活動内容等を事例紹介として使用する場合は、事前に本市の承諾を得ること。また、使用にあたっては、個人情報、著作権、肖像権、守秘義務等に十分配慮し、参加者や関係団体が特定される情報については、本人又は関係者の同意取得、匿名化、画像加工等、必要な対応を行うこと。
34	様式4の業務実績調書について	5つ以上の内容がある場合、6つめ以降を記載した方がよいか。それとも、代表的な5つに絞った方がよいか。	様式4の業務実績調書については、代表的な5件を記載すること。5件を超える実績がある場合は、本業務との関連性が高く、評価に資すると考えられる実績を優先して記載すること。必要に応じて、補足資料として追加実績を添付することは差し支えないが、審査においては主に様式に記載された実績を確認する。
35	様式5の②の「システム利用者」と「システム管理者」について	システム利用者とは、本システムを利用する住民のことでよいか。システム管理者とは、本事業の実施者でよいか。また、将来的には、例えば、中間支援機能の担当者がシステム管理者となるようなことを想定するのか。	システム利用者とは、本システムを利用する市民、団体、活動主体等を想定している。システム管理者とは、システムの情報管理、権限管理、掲載内容の確認、運用管理等を行う者を指し、受託者、本市を想定している。事業終了後、中間支援機能を担う主体がシステム管理の一部を担う可能性もあるが、具体的な管理体制は提案内容及び事業実施状況を踏まえて整理する。

No.	質問項目	質問内容	回答
36	企画提案書等作成要領の3.(1)の「事業者を特定できるロゴマーク等は記入しない」について	例えば、商品名や商品ロゴは事業者名を特定(推定)できるものになり得ると思うが、そちらも使用しない方が良いか。例えば、特定のアプリ名を出すのではなく、「地域コミュニティアプリ」などの一般的な表現をした方がよいか。	企画提案書には、提案者を特定又は推定できるロゴマーク、社名、商品名、サービス名等は記載しないようにすること。 特定のアプリ名や商品ロゴ等を記載すると、提案者を特定又は推定できる場合がある。そのため、企画提案書では、「地域コミュニティアプリ」「情報発信システム」「参加申込機能」など、一般的な表現を用いて記載すること。 なお、プレゼンテーション当日の説明資料や画面表示においても、提案者を特定又は推定できるロゴマーク、社名、商品名、サービス名等は表示しないようにすること。
37	全体	本プロポーザルの実施は地域コミュニティ推進課単独となるのか、あるいは他の関係部署との連携のもとで進められるのか。また、審査には関係部署の職員も参加されるのか、審査体制についても併せてご教示いただくことは可能か。	本プロポーザルは地域コミュニティ推進課が所管して実施するが、事業の推進にあたっては、必要に応じて関係部署と連携することを想定している。審査委員会の構成については、非公開である。
38	全体	プロポーザル終了後、評価項目ごとの得点や、匿名化した審査員別の採点結果を確認することは可能か。また、他社様分についても、社名を伏せた形で開示される運用があるか。	プロポーザル終了後は、選定結果として、受託候補者名を市公式ホームページで公表する。 また、受託候補者以外の提案者については、提案者名を伏せた上で、「A者：○○点」「B者：▲▲点」のように、合計点を公表する予定である。 ただし、評価項目ごとの得点、審査員別の採点結果、他社分の詳細な評価内容等については、一律に公表するものではない。 これらの情報について開示請求等があった場合は、生駒市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示の可否及び範囲を判断する。